

## 第 8 回 富山地域合併協議会

開催日時 平成15年11月27日（木）  
午後 2 時から  
開催場所 富山国際会議場 2階多目的会議室

### 【会議概要】

○会長あいさつ 森 富山市長

○議 事

#### ●報告事項

事務事業一元化の調整結果について

#### ●正式協議事項

議案第 16 号 協定項目 2 1 - 8 都市整備関係事業（その 1）の取扱いについて

議案第 17 号 協定項目 3 新市の名称について

#### ●その他

・新市の名称の公表セレモニー、「名付け親大賞」の抽選

### 【出席委員】

役 職 名	氏 名	備 考
富 山 市 長	森 雅志	会 長
大 沢 野 町 長	中 齊 忠雄	副会長・会長職務代理者
大 山 町 長	清 水 忠夫	副会長
八 尾 町 長	吉 村 栄二	副会長
婦 中 町 長	大 島 外夫	副会長
山 田 村 長	山 崎 吉一	副会長
細 入 村 長	野 尻 昭一	副会長
富 山 市 助 役	石 田 淳	
大 沢 野 町 助 役	新 畑 彬	
大 山 町 助 役	正 橋 寛	
八 尾 町 助 役	今 川 隆司	
婦 中 町 助 役	水 和 恒久	
山 田 村 収 入 役	関 和 夫	
細 入 村 収 入 役	高 田 敏成	

富山市議会議長	島田 祐三	
大沢野町議会議長	石坂 孝夫	
大山町議会議長	畔田 武雄	
八尾町議会議長	本多 哲三	
婦中町議会議長	柞山 数男	
山田村議会議長	村上 伸治	
細入村議会議長	堀 勇一	
富山市議会市町村合併対策特別委員会委員長	五本 幸正	
大沢野町議会合併特別委員会委員長	植野 稔	
大山町議会市町村合併特別委員会委員長	大田 清夫	
八尾町議会市町村合併特別委員会委員長	杉山 峰夫	
婦中町議会市町村合併問題特別委員会委員長	藤澤 隆	
山田村議会市町村合併対策特別委員会委員長	山田 尚忠	
細入村議会市町村合併特別委員会委員長	本多 憲昭	
富山市自治振興会連絡協議会	亀谷 義光	
富山市女性団体等連絡協議会会長	大泉美登子	
大沢野町自治会連合会代表	上口 勇三	
大沢野町老人クラブ連合会女性代表	林 美津子	
大山町自治振興会連合会	岡本 武勇	
大山町なごみの会会長	池田 薫	
八尾町工場協会会長	高野 啓良	
八尾町フォーレスト八尾会代表	林 のぶ子	
婦中町自治会連合会会長	加藤 善吾	
婦中町ボランティア連絡協議会会長	吉田美紀子	
山田村自治振興会代表	小西 源清	
山田村農業協同組合代表理事組合長	名徳 隆弘	
細入村地域づくり団体代表	水井 君枝	
富山国際大学学長	金岡 祐一	
婦負森林組合代表理事組合長	北山 虎雄	
富山県経営企画部市町村課長	黒野 嘉之	
富山県商工会議所女性会連合会会長	高沢 規子	
(社) 富山青年会議所理事長	林 不二男	
早稲田大学教授・富山県都市計画審議会委員	宮口 侗迪	
富山商工会議所会頭	八嶋 健三	

欠席委員：2人

【傍 聴】

報道関係： 8社（9人） 一 般： 11人

## 第8回富山地域合併協議会

事務局長

第8回富山地域合併協議会を開催させていただきます。開催にあたり森会長からご挨拶をいただきます。

森 会長

皆さん、どうもご苦勞様でございます。第8回の富山地域合併協議会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

少し日も経ちましたが、今月初めには衆議院議員の解散総選挙が実施され、結果として、新たに国民の負託を得られた議員の方々がおられる訳でございますが、臨時国会も始まって、いよいよ16年度予算へ向けての議論が進んでいるところでございます。言われております三位一体の改革の中身につきましても、未だ甚だ不透明でございまして全体像が見えてまいりません。「どの程度補助金が縮減されて、交付税がどのようになっていくか」ある意味非常にはがゆい思いで、今国会での議論を眺めているところでございます。もう12月も目の前に迫っております。16年度の国の予算が内示をされ、20日過ぎぐらいには色んなことがはっきりしてくるだろうと思っている訳で、そうした意味で大変大切な時期を迎えていると考えているところでございます。一方では16年度に向けて熱い議論がなされている中で、世の中は、今日私がここに来ます際に「何か寒そうだ」と感じたように、いよいよ本格的な冬へ向かおうとしている訳でございます。お互いに身体に気をつけながら、大切な時期でもございますし、取り組んでまいりたいと、この様にお願いを申し上げる次第でございます。

一方、当協議会を設立致しましてから、既に8カ月が過ぎようとしている訳でございます。各委員の皆様方にはその都度、その都度大変ご苦勞をいただいている訳でございます。改めてこの事にお礼を申し上げたいと思っております。先の協議会でもご報告をしておりましたけれども、今月13日に、大沢野町さんの方へお邪魔をさせていただきましたことを皮切りに、各市町村住民の皆様方への説明会を実施させていただいております。行く先々でも申し上げましたけれども、本協議会の最終的に議決になった事柄というのは、住民の皆さんに「こういう形になりました」という事をお伝えするには甚だ不十分な訳でございますが、毎々申し上げておりますけれども、専門部会なり幹事会なり、それぞれ当局同士でのすり合わせという作業を非常に熱心にやっているところでございます。

今回980弱の概ね協議が整っている事務事業につきまして、(その2)という形でお示ししておりますが、今後共、鋭意この作業を進捗させていただきたいと思っているところでございます。また、それぞれの地域へお伺いしました際にも、「早く具体の中身を知らせて欲しい」という声が出ている訳で、誠に当然のことながら、その作業も含めて「急がなければならない」と思っているところでございます。例えば負担の額などについて、一つひとつをお示しするだけでは、全体の中でのその水準を正確に把握していただくことはできないと考えており、一定のまとまりの中で、例えば「この部分については、こういう額になった。他方ここについてはこう、例えばサービスが提供される回数や頻度についてもどういう内容になっていくのか」を、一定の全体像の中でご判断をいただく事が大変大切だと思っている訳でございます。全部出揃うということでは、あまりにも時間がかかる訳でありますので、お伺いした先では1月末か2月頃には一定のまとまりのものを、細かな具体的な負担などについてもお示しできる様に作業を進めたいと申し上げてきたところでございます。是非このこともご理解をいただきながら、12月・1月・2月と続いてまいります本協議会に挙がってまいります様々な懸案課題というものも、回を追う都度、ボリュームが大きくなっていくのだろうとも予想しておりますので、お含みをいただきまして一層の取組みのお願いを申し上げる次第でございます。そうは申せ「早ければいい」ということでは決して無いとも思いますので、十分にご審議を頂きながら、提起をさせていただいて、翌月の本協議会で議決をしていくというこの方式をお受けとめ頂いて、その1カ月の中での各市町村での議論というものも十分に行って頂きたいと、僭越ですが、改めてお願いを申し上げる次第でございます。協議会としての説明だけで十分だとも思いませんので、決定したことや検討経過等についてのご説明という事についても取組みをいただきながら、住民の方々のご理解とご協力を形づくっていくことが

大変大事だと思う次第でございます。

先般13日に第27次地方制度調査会から答申が出された訳でございます。その中では、住民自治の充実、あるいは地域自治組織の設置などの提言も出されている訳で、今後の地方自治制度のあり方というものについて、非常に意味のある答申が出されたところでございます。総務省におかれては、今後、法制化へ向けて検討に拍車がかかるのだらうと思っておりますが、出されました答申も含めて当協議会と致しまして非常に注意し、関心を持ちながら、本市、我々がつくっていくとする新市のあり方にしっかりと反映させていく事が大事であろうと思っておる次第でございます。なお、本日もご検討いただきます協定基本項目の一つでございます「新市の名称」につきまして、前回の協議会の提起に続きまして、今回正式協議項目とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

色々とお申し上げましたが、大変お忙しい時期にもかかってまいりますが、今ほど申し上げました事をもう一度、是非ともご理解をいただきながら、お力添えをいただきますよう心からお願いを申し上げて冒頭のご挨拶とさせていただきます次第でございます。よろしくお願いを致します。

事務局長

どうも有難うございました。それでは議事に入らせていただきます。会長、よろしくお願ひ致します。

森 議長

それでは議事に入ります前に、本日の会議録署名委員を指名させていただきたいと思ひます。今協議会の会議録署名委員に3号委員でいらっしゃいます島田祐三さん、6号委員でいらっしゃいます金岡祐一さんを指名致したいと思ひます。お二方にはよろしくお願ひを致します。

それではさっそく議事に移りたいと思ひます。はじめに、報告事項 事務事業一元化の調整結果につきまして、事務局から報告をお願ひ致します。

事務局

では報告事項、事務事業一元化の調整結果報告書(その2)でございます。資料と致しましては、本日皆様のお手元に配布させていただきましたものをご覧いただきたいと思ひます。これは15年11月10日現在の資料でございます。12部会ございまして今回の報告と致しましては7つの部会、企画議会、一つ飛びまして福祉保健、市民生活、商工労働、都市整備、建設、最後に消防、この7つの専門部会の報告をさせていただきます。これは別紙の方についております。

前回事務事業総数と致しましては2,240、今回総数は2,194。そのうち今回の11月10日現在での幹事会協議済事項の項目数でございますけれども、978項目でございます。前回の765項目から約200余りの項目について協議を終えたという状況でございます。なお、0という専門部会もございまして、今月10日以降に幹事会を開催し、財務専門部会、農林水産専門部会から協議事項が提出され、いくつかの項目につきまして、協議が終了している状況でございます。下の方の※1に書いてございますが、先ほど事務事業数2,240から2,194という形に数字が変わってきた訳でございますけれども、記載の通り、協議の過程におきまして類似事務事業の統合ですとか、その細分化によりまして、数が違ってきているということでございます。現時点では約45%の進捗率になっております。以上でございます。

森 議長

はい、今報告がありました、お手元にございます資料の一つひとつの事柄につきましては、また後刻ご覧をいただければと思ひます。

それでは次に正式協議事項「議案第16号 協定項目21-8 都市整備関係事業(その1)」と、「議案第17号 協定項目3 新市の名称」についてでございます。前回の協議会でご提示をさせていただきました後、内容変更の有無あるいは補足説明等がございましたら、事務局から説明をお願ひ致します。

事務局

では正式協議事項、「議案第16号 協定項目21-8 都市整備関係事業(その1)の取扱い」、「議案第17号 協定項目3 新市の名称について」、2つの議案につきまして、一括して説明させていただきます。まず「議案第16号 都市整備関係事業(その1)」でございますけれども、前回提起させていただきます

した事柄と変更点はございません。次に、議案第17号でございます。新市の名称につきまして、新市の名称と致しましては、漢字の「富山市（とやまし）」と致したいということでございます。以上でございます。

森 議長

前回提示しました内容に変更がないとの報告でございました。それでは最初に「議案第16号 協定項目21-8 都市整備関係事業（その1）」につきまして、ご意見等はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

清水委員

少し確認を含めまして、事務局にお尋ね致しますけれども、この調整方針という中で、21-8、2番のコミュニティバスがありますね。大山の場合は、現在スクールバスを利用しながら、行政福祉バスという格好で、合間をぬってそういう面で実施をしている訳でございます。若干気になるのが、調整方針の「現行どおり新市に引き継ぎ、合併後、調整するものとする。」で、「利用料については、別途合併協定項目にて協議する」と。確かに協定項目の14番目に「使用料・手数料の取扱いに関する事」となっておりますが、制度は現行のとおり引き継ぎ、その後調整するというのは、長い年月の間に、新しい市になった場合に、いろんな状況の変化によって変えることも当然有り得る訳で、それは何もここに調整すると書かなくても、当然あるべき姿だと私は思っているんですけども、どうもこういう項目が先般の環境の問題についてでも出てきています。さらには、5番目の団地造成についても別途協議と。「制度はこうしましょう。ただし、料金使用料については別に協議しましょう」と。こういう取扱いになっているけれども、私の考えからいうと並行してやるべきじゃないかと思う。そして住民の皆さんに、「今度新しくなったらこういう体系でいきます。金額的にはこうなります」と明らかにしていくことが必要でなかろうかという思いなんですけれども、事務局サイドから一応意見を伺って、その後に私の意見をまた述べたいと思いますので、ご答弁をお願い致します。

事務局

ただいまのご質問について事務局としての考え方をお答えしたいと思います。まず1つは、今それぞれの町村でこのコミュニティバスを実施しておられます。それにつきましては、各市町村独自のいろんな形態があります。運行形態が違っていたり、あるいは委託であったり、あるいはスクールバスとの併用であったりと、様々であります。従いまして、これを今一本化するというのは非常に難しいことでございますし、それぞれの市町村に根付いてきた一つの経緯もございますので、一旦新市に引き継ぎまして、その後、先ほど申しました部分について、状況を見ながら今後どう出来るかといったものを調整していくという意味でございます。

それから、次の利用料につきましては、併せて協議をしないということではございません。委員の皆様方に提示する時に、これ以外にも各市町村独自に実施しておられる事業の、例えば補助金ですとか利用料ですとか、そういった事業の内容ごとにお示しするのではなくて、ある程度協議が固まったものから、まとまった形でみていただければ判断しやすいのではないかという考え方から、この部分を抜き出して、一括した形で委員の皆さんにご審議いただく、そうした進め方をさせていただきたいということでございます。

森 議長

はい、どうぞ。

清水委員

事務局のお考えについては分かりましたけれども、少なくとも、皆さんが合意して新市になった場合、それぞれの、今7市町村の各自治体がいわゆる条例、もしくは要綱、あるいは条例に従った規則、そういうものによって使用料あるいは料金を定め、それに従って行政を執行している訳です。ただし、新市になった場合にはすべての条例が無効になりますね。一旦廃止、廃棄というか、無い事になる訳です。そうすると何が確証になるかという、この合併協議会で協議されたものが、一時それに変わるものと

して適用される訳です。そういう時に、料金は今おっしゃるとおり、まとまってから協議すると言いますけれども、今回の合併協議会、いわゆる時間的に非常に短いんですね。残された時間もそんな沢山あるわけじゃないです。従って、そういうものをやる時には、原則的には合併協議にあたっては、行政サービスは高く、負担は低い方に合わせるという、この原則に沿って協議していれば当然出て来る訳です。全部並べたら、どれが高くどれが低いかと。でもね、100%全部そうなるとは、私は思いません。場合によっては若干下がる場合もあるでしょう。そりゃ止むを得ない。当然そうなるだろうと思います。ただ私は、それぞれの部会あるいは幹事会等でいろいろ議論されておる過程の中で、報告を聞いておりますと、若干懸念すべきものが感じられておりますので、この場を借りて少し発言をさせて頂いております。先ずもって合併項目の協議方針は、基本的な考え方として3つ挙げておりますね。いわゆる3月26日に7市町村の首長さんが確認書に押印しております。また、協議の視点として3つあげております。先ほど述べたように行政サービスは高く、負担は低くですね。これらを総合的に判断していく場合に、各部会あるいは幹事会でいろいろすり合わせ業務をやっておっても、でべきものは既に、この基本原則にのっとって協議するとそんな難しいことは無い訳です。ただ、そうなった場合に全体として財政負担がどれだけになるかは、これは試算しないと分からない。その結果として、どうするんだという協議なら私は分かりますけれども、制度は先ずこのように決めていって、あとで調整する、別途協議するというになると、条例が変わるべくこの協定項目、いわゆる協議の内容ですが、これはある時期に条例が変わるものですね。変わる場合もあるし、条例が全部廃止された時点でこれが生きてくる。これに従って当面行政を執行せざるを得ない。そういう実態になろうかと思う訳です。従いまして、当然皆さんが、部会あるいは幹事会で一致されたものを協議会の場に提案されておる訳ですけれども、やはり「後から調整します」といいますと、住民のみなさんは「合併したらすぐ調整するのじゃないか、つじつま合わせで、直ぐに決めてしまうんじゃないか、料金もその時に無料であったものでも考え直しし、サービスも何でも下げるんじゃないか」という不安感を抱えているのも事実なんです。で、危惧される面として当然、対等合併だからそれは当然対等にやっておるように見えるんですけども、如何せん、部会等において若干富山市主導の面があるのかなという危惧を抱いている住民の皆さんが沢山いる訳です。何故そういうことになるかと言えば、例えば今、新市の名称が漢字の「富山市」になっておりますけれども、この調整方針に、あるいはいろんなところで「富山市の例による」とか出てくる訳です。従って、そういう感情を抱いても致し方ないことではないかという思いです。中核都市としての責務としてやられる事項については当然そうあるべきですけども、それ以外の項目については、やはりあくまでも負担を低く、サービスを高くという視点の中で、基本原則に添って協議をされ、そして出来るならば別途協議でなくして、各段階で個々にお出しになって、町民の皆さんに、あるいは住民の皆さんに、そういう協議の過程を明らかにして欲しいと、それが本来の情報公開の原則であろうと私は思うので、今後の進め方として是非ともそういう方向でお進めして頂きたいという意見を申し上げて、私の意見とさせていただきます。

森 議長

ちょっと待って、清水さん、今のはご意見ですね？  
暫時休憩します。

事務局

恐れ入りますが、しばらく休憩致しますのでよろしくお願いを致します。

(休憩中)

森 議長

開催致します。清水委員からのご発言の結論的な主旨として、提起のありました内容について変更を提案していらっしゃるという主旨ではないということでございましたので、その点だけ確認をさせていただきました。時間を取りましたことについてお詫びを申し上げたいと思います。

ご質問の主旨は、前回提起を致しました内容は当然その通りとした上で、もう少し早い時期に具体的に負担が分かる様な取組みをやって欲しいとか、調整という言葉の中身をもう少し具体的に説明して欲しい

いとか、この様な主旨のご発言でございましたので、改めてそういうご発言を受けて、事務局の方から今後の取組みの仕方として考えがあればご披露いただきたいと思います。

事務局長

はい。「別途合併協定項目にて協議」ということになっておりますが、例えば今のコミュニティバスの利用料1つだけを見ても、「サービスと負担の関係がどうなんだ」ということは分かりませんから、他の項目もまとめた形で皆さん方へ提案させていただきたいという主旨でございます。また、調整という言葉につきましては、方向性がはっきりする様な形のもので記載できないかも含めまして、今後検討させていただきたいと思います。

森 議長

はい、どうぞ。すみません、手を挙げられたところで休憩になってしまっ。

五本委員

これで理解したんですが、ただですね、私どもは幹事会でおまとめいただいて、決定してきたものが私共の方へ提起されてきているものという具合に、先ほどまで思っていたものですから。各市町村、富山市もそうでありますけれども、特別委員会等で議論させていただいた、という中でございますけれども、冒頭の意見を聞いておりますと、「これは幹事会で統一していない意見なのか」という誤解も招きますので、これは幹事会でしっかり調整した事項が出てきている訳でございますから、そのような運営の仕方を会長にしっかりとお願いをして、あとは言いません。よろしくお願ひします。

森 議長

その通りです。当然の事でございますので、町当局・市当局・村当局の意向を踏まえて、幹事会で決定しておる訳でございます。それを私どもは、まさに提起をし、提案をさせていただいた立場でございますので、それを皆様方にご検討を頂くということでございますので、改めて確認をさせていただきたいと思ひます。

それでは引き続き、今議題となっております議案第16号につきまして、その他ご意見等はございませんでしょうか。尚、ご心配も清水町長さんの方から頂きましたが、住民の皆様方は具体の額なども早く知りたいという事はその通りだと思いますので、今、事務局長が答えましたけれども、「一応のまとまりが出たら報告します」といつておりますことの作業を急ぎたいと思ひますので、付言をさせていただきます。ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。それでは無い様でございますので、「議案第16号 協定項目21-8 都市整備関係事業（その1）の取扱い」につきまして、提起のとおりご承認いただくということでご異議ございませんか。

（意義なし）

森 議長

有難うございました。それではご承認させて頂いたものと致します。次に「議案第17号 協定項目3 新市の名称について」お諮りをしたいと思ひますが、ご意見等はございませんでしょうか。無い様ですね。それでは無い様でございますので、「議案第17号 協定項目3 新市の名称」つきましても提起のとおりご承認いただくということでご異議ございませんか。

（意義なし）

森 議長

有難うございました。それではその様に決定させて頂きます。それでは、その他、何かご意見等はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

## 植野委員

大沢野町の植野と申します。本協議会も、先ほど森会長の方からご挨拶の中にありましたように、立ち上げてから8カ月が経過しております。振り返ってみますと、この7市町村の合併協議会が正式にスタートする大きな要因になったのは、確認書というものが調印されて弾みがついたのではなかろうかという思いをしている中でですね、合併後の地方分権という流れを踏まえた中で、自治のあり方というものもある訳でございます。合併後はそれぞれの旧の自治体が自治機能を十分発揮出来る様な、「例えば政令指定都市に見られる様な組織に準じた、そういったシステムを導入しよう」ということが明記されている訳でございますね。未だに素案めいたものが明示をされていない状況の中で、今後、時間との闘いにもなっている訳でございますので、早急に具体的な内容について検討すべきだと私自身も考えております。そうしないと合併後の住民サービスというものが、一体どのように展開されていくのか、特に住民の皆さんは大変不安に思っておられるのではないかと思います。そういう事からしまして、行政側での検討内容が即この合併協にストレートに提起されるという乱暴な手法ではなくして、私はこの際、ひとつ新市の名称検討委員会の様な小委員会を設置して、その中で十分にいろんな角度からこのシステムの中身について協議するといったものを、早急に立ち上げる必要があるのではないかと思います。以上でございます。

## 森 議長

ご心配いただきました通りで、私自身もなるべく早く域内自治組織の全体像といいますか、あり方をご提示したいと思っております。先ほど挨拶でも申し上げましたが、去る13日に地方制度調査会から最終答申が出たばかりでございます。総務省もどういう法制度にしようとしていらっしゃるかということはまだ少し見えていない訳でございます。そうは申せ、他方では、「ラフな形であるにせよ、どういう形になってくるのか」という事をお示ししなければいけないというのも、その通りだと思います。事務局の方では特にどういう事務を域内自治組織でやることになるのか、あるいは機構全体がどういうものに出来上がってくるのかということについて、たたき台とすべく今鋭意検討いただいております。

と言いますのも、自治体の根本に関わる事柄でございますので、当然各首長、それから議会代表の方、住民の代表の方という様に、例えば入って頂いて小委員会を作っても、それだけで21人という構成でございますので、この場で協議するのも、それ程変わらない形態になりかねないと、今直感しております。

しかし、前段階として踏むべきだという事も、考え方としてはその通りだろうという気もしますので、それらを踏まえて、少しご相談をさせていただいた上で、早急に方向性をお示ししたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。その取扱いについては、私にご一任を頂ければと思います。

事務局から、具体的な作業について、報告できる様な事があれば、報告いただけませんか。

## 事務局長

はい、地方制度調査会の答申を受けまして、国の方で法改正がされるという事でございますので、その推移を見守る必要もありますけれども、委員のおっしゃるのは、それとは別に「とにかく、早急に形の見えるものを示して欲しい」ということだろうと思っております。現在行政サイドとしてすり合わせしております専門部会・幹事会また首長会議で、大枠としての素案づくりを急ぎたいと思っております。少なくとも年度内を目途に、この協議会にお諮りしたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

## 植野委員

年度内というのは15年度内ですか、12月いっぱいということですか？

## 事務局長

年度内にしたいと思っております。情勢といいますか、方向がある程度見えた時点を考えておりますので、よろしくお願い致します。

## 森 議長

宮口先生、どうぞ。

#### 宮口委員

早稲田大学の宮口でございますけれども、学者として一言口を挟ませていただければ、今回の地方制度調査会の答申は、中間取りまとめの段階からみますと、地域自治組織というものを非常に踏み込んだ、それを大きく扱う形になっております。その中では、協働という（協力して働く）という、そういう言葉が今回使われています。これは住民が一方的にサービスを受けるという、そういう関係から、住民と行政が共に支えあっている状態を作っていくという精神に少しずつ動いております。社会もいろんなNPOだとか、いろんな団体の動きがそういう方向に向かっておりますので、事務局におかれましては、時代の流れを是非いろいろ勉強していただきまして、一方的に与えられるサービスが高いだけがいいのかという問題もお考えいただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### 森 議長

有難うございました。それでは、ただいまの問題については私の方で少し考えさせていただきます、ご期待に応えられる様にしっかり進めていきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。他にご意見はございませんでしょうか。

それでは無い様でございますので、本日の会議を終了させていただきますと思ひます。冒頭も申し上げましたが、一生懸命事務局としては進めてまいりますので、皆様方にも12月へ向けていろいろと、またご検討をお願いすることも出てくると思ひますが、よろしくお取組みをお願い申し上げて終了させていただきます。ご苦勞様でございます。

#### 事務局長

議長、有難うございました。それではその他と致しまして事務局からお知らせとお願ひがございますので、よろしくお願ひを致します。まず1点目でございます。

#### 事務局

皆様方のお手元に、「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」についての概要を配布致しておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。今ほどもいろいろとご意見等がございましたが、これは去る11月13日に、第27次地方制度調査会から今後の地方制度のあり方に関する答申がなされたところでございます。内容の主なもの2点と致しまして、平成17年3月末に期限が切れる現行の合併特例法以後の合併推進についてでございますが、平成17年4月以降も合併に関する新しい法律を制定し、一定期間さらに合併を推進するものと致しております。

まず1点目でございますが、1頁の平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したものににつきましては、現行の合併特例法の規定を適用する、そして財政措置を講ずることが適当ということでございます。

それから2点目と致しまして、これは3頁以降になりますが、新しい仕組みとして、合併後の基礎自治体における地域自治組織の制度化が打ち出されております。基本的な考え方と致しましては、市町村の一定の区域を単位として、住民の自治の強化や、今ほど先生が申された様に、行政と住民の協働の推進などを目的とする組織として、市町村の判断によって設置できるものと致しておるところでございます。地方自治組織につきましては、一般制度としての地方自治組織と、合併後の一定期間特別な事情がある場合における地域自治組織、これは法人格を有するものでございます。この2つがございます。地域自治組織の機関と致しましては、両方共に地域協議会と地域自治組織の長を置くとなっております。なお、双方の役割や相違点等につきましては、お手元に配布してあります資料のとおりでございますので、ご覧いただければと思ひます。

今後、答申に基づいて法制化がなされるものと考えておりますが、それらの動向を見守りながら協議を進めてまいりたいと思ひますので、まず参考資料として配布させていただきました。以上でございます。

#### 事務局長

はい、次に今回の協議会におきまして、先ほど新市の名称が承認されました。そこで若干のお時間をいただきまして、簡単なセレモニーをさせていただきますと思ひます。

(新市公表のセレモニー)

それでは最後にもう1点だけでございますけれども、新市の名称につきまして、ご承知のように住民の方々から多数応募を頂きました。感謝致しております。その中から、新市名「富山市」ということで応募されました2,033名の中から、名付け親大賞を1名のみ、この場を借りまして会長にお引き頂きたいと思っております。会長、よろしく願いを致します。

なお、大賞の賞品は、10万円の旅行券ということになっております。

(抽 選)

森 会長

それでは発表致します。富山市の越井淳子さん、20歳の方でございます。

(拍手)

事務局長

どうも有難うございました。越井さん、どうもおめでとうございます。

尚、今ほど抽選致した賞の他に、名付け親賞、応募者全員を対象とした特別賞がございますけれども、これらの賞につきましては、後ほど、幹事会の方で抽選をさせていただきますので、よろしく願いいたします。また、抽選結果につきましては、次回の協議会日より、並びに、ホームページで発表させていただきます。

それでは、これもちまして協議会を終らせていただきます。次回の協議会につきましては、来月12月25日木曜日午後2時から、当国際会議場で開催させていただきたいと思っております。

以上をもちまして第8回富山地域合併協議会を閉会させていただきます。

どうも有難うございました。

## 第 8 回 富 山 地 域 合 併 協 議 会

### 会 議 録 署 名

会 長 森 雅 志

署名委員 島 田 祐 三

署名委員 金 岡 祐 一